

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 岡内欣也 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成20年10月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャンボスクエア山科
京都市山科区音羽野田町1番地

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年通商産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が発生する場合にあっても、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域及び第2種中高層住居専用地域に立地しており、店舗北側には道路を隔てて店舗併設高層住宅、東側には京都外環状線を隔てて店舗併設高層住宅、西側は四ノ宮川を隔てて住宅、南側には店舗併設高層住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、荷さばき作業への配慮についての意見等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、21時以降の身障者の来店に備え、身障者用駐車スペースを21時以降使用禁止区域以外の場所に確保することが望まれる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）等価騒音レベルの値が高くなることについて

営業時間の変更に伴い、等価騒音レベルの値が上昇するが、環境基準値を下回っていることから周辺環境への影響は少ないと考えられる。

なお、早朝の荷さばき作業については、付近に住宅があることから作業内容や時間帯に一層配慮することが望まれる。